

## 平成27年第2回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成27年5月14日（木曜日） 午前10時02分開会

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 選挙第 1号 議会議長選挙について
- 第 4 会期の決定
- 第 5 選挙第 2号 議会副議長選挙について
- 第 6 行政報告
- 第 7 決定第 1号 議席の指定
- 第 8 選任第 1号 羽幌町議会常任委員会委員の選任について
- 第 9 選任第 2号 羽幌町議会運営委員会委員の選任について
- 第10 選挙第 3号 羽幌町外2町村衛生施設組合議会の議員選挙について
- 第11 選挙第 4号 北留萌消防組合議会の議員選挙について
- 第12 同意第 2号 羽幌町監査委員の選任について
- 第13 報告第 3号 専決処分の報告について  
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第14 承認第 2号 専決処分の承認について  
「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」
- 第15 承認第 3号 専決処分の承認について  
「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 第16 承認第 4号 専決処分の承認について  
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第17 承認第 5号 専決処分の承認について  
「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第15号）
- 第18 承認第 6号 専決処分の承認について  
「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第16号）
- 第19 承認第 7号 専決処分の承認について  
「平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算」（第4号）

### ○追加日程

- 第 1 発議第 4号 議会広報特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第 2 発議第 5号 行政改革調査特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第 3 発議第 6号 医療問題調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第 4 発議第 7号 羽幌町防災計画調査特別委員会の設置並びに委員の選任について

- 第 5 発議第 8 号 羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第 6 発議第 9 号 羽幌創生特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第 7 発議第 10 号 議員の派遣について
- 第 8 発議第 11 号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○出席議員（11名）

1 番 村 田 定 人 君	2 番 金 木 直 文 君
3 番 阿 部 和 也 君	4 番 船 本 秀 雄 君
5 番 小 寺 光 一 君	6 番 熊 谷 俊 幸 君
7 番 平 山 美 知 子 君	8 番 磯 野 直 君
9 番 逢 坂 照 雄 君	10 番 寺 沢 孝 毅 君
11 番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
総 務 課 主 幹	敦 賀 哲 也 君
総 務 課 総 務 係 長	伊 藤 雅 紀 君
財 務 課 長	三 浦 義 之 君
財 務 課 財 政 係 長	葛 西 健 二 君
財 務 課 税 務 係 長	更 科 信 輔 君
町 民 課 長	室 谷 眞 二 君
町 民 課 長	山 田 太 志 君
環 境 衛 生 係 長	熊 木 良 美 君
福 祉 課 長	更 科 滋 子 君
健 康 支 援 課 長	奥 山 洋 美 君
健 康 支 援 課 室 長	

課長	村	上	達	君
長	三	上	文	君
課	吉	田	信	君
師	笹	浪	滿	君
師	山	川	生	君
長	小	笠	聡	君
査	鈴	木	繁	君
長	渡	辺	博	君
幹	大	平	良	君
長	春	日	征	君
長	湊	井	正	君
長	今	村	裕	君
長	飯	作	昌	君
長				君

○職務のため出席した事務局職員

議	井	上	顯	君
會	清	水	聡	君
事	土	清	水	君
務				
局				
長				
係				
長				
記				

○臨時議長（船本秀雄君） ただいま紹介されました船本秀雄です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎町長挨拶

○臨時議長（船本秀雄君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成27年第2回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る4月26日に執行されました羽幌町議会議員選挙において町民の皆様の絶大なるご信頼とご負託を受け、ご当選の榮に浴されましたことを心からお祝いを申し上げます。今、日本国内においては人口急減、超高齢化という大きな課題に直面し、自立的で持続可能な社会の創生に向け、政府一体となって取り組んでいるところであります。本町におきましても、さまざまな課題を抱えておりますが、時代の潮流や変化を的確に捉え、より明るい話題が発信できるよう、議員各位や町民の皆様とともにまちづくりに励んでいく考えでありますので、格別なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、本臨時議会は、議会議長の選出を初め、新しい議会構成が主題でございますが、町側よりご提案申し上げますのは報告1件、専決処分の承認6件、同意として監査委員の選任1件の計8件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○臨時議長（船本秀雄君） 次に、町長部局並びに各機関の課長以上の紹介をお願いします。

○副町長（江良 貢君） それでは、私から執行機関の各委員会等の長のほか、各部局の課長及び事務局長等をご紹介をさせていただきます。

まず最初に、私でございますが、副町長の江良貢でございます。昨年12月に就任し、現在に至っております。大変厳しい時代でもあり、多くの課題を抱えておりますが、職員ともども鋭意解決に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、教育長をご紹介いたします。

○教育長（山口芳徳君） 教育長の山口芳徳です。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副町長（江良 貢君） 次に、代表監査委員をご紹介いたします。

○代表監査委員（鈴木典生君） 監査委員の鈴木典生でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副町長（江良 貢君） 次に、農業委員会会長をご紹介いたします。

- 農業委員会会長（高見忠芳君） 農業委員会会長でございます。高見忠芳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（江良 貢君） 次に、町長部局の課長及び主任技師でございます。初めに、会計管理者をご紹介します。
- 会計管理者（今野睦子君） 会計管理者、今野睦子です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（江良 貢君） 次に、総務課長を紹介いたします。
- 総務課長（飯作昌巳君） 総務課長の飯作昌巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（江良 貢君） 次に、財務課長を紹介いたします。
- 財務課長（三浦義之君） 財務課長の三浦と申します。よろしく申し上げます。
- 副町長（江良 貢君） 次に、福祉課長を紹介いたします。
- 福祉課長（熊木良美君） 福祉課長の熊木良美です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（江良 貢君） 次に、健康支援課長を紹介いたします。
- 健康支援課長（更科滋子君） 健康支援課長の更科滋子です。よろしく申し上げます。
- 副町長（江良 貢君） 次に、町民課長を紹介いたします。
- 町民課長（室谷眞二君） 町民課長の室谷眞二と申します。よろしく申し上げます。
- 副町長（江良 貢君） 次に、農林水産課長を紹介いたします。
- 農林水産課長（鈴木 繁君） 農林水産課長の鈴木と申します。よろしく申し上げます。
- 副町長（江良 貢君） 次に、商工観光課長を紹介いたします。
- 商工観光課長（大平良治君） 商工観光課長の大平良治と申します。よろしく申し上げます。
- 副町長（江良 貢君） 次に、建設水道課長を紹介いたします。
- 建設水道課長（三上敏文君） 建設水道課長の三上敏文です。よろしく申し上げます。
- 副町長（江良 貢君） 次に、建設水道課の主任技師を紹介いたします。初めに、水道担当の吉田主任技師。
- 建設水道課主任技師（吉田吉信君） 建設水道課主任技師の吉田吉信です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副町長（江良 貢君） 続いて、土木港湾担当の笹浪主任技師。
- 建設水道課主任技師（笹浪 満君） 建設水道課主任技師の笹浪満です。よろしく申し上げます。
- 副町長（江良 貢君） 次に、農業委員会でございます。事務局長を紹介いたします。
- 農業委員会事務局長（今村裕之君） 農業委員会事務局長の今村裕之です。どうぞよろ

しく願ひします。

○副町長（江良 貢君） 続いて、選挙管理委員会及び監査委員の部局につきましては、それぞれ選挙管理委員会事務局長は総務課長、監査委員の室長は議会事務局長が兼ねておりますので、紹介を省略させていただきます。

次に、教育委員会部局でございます。最初に、学校管理課長を紹介いたします。

○学校管理課長（春日井征輝君） 学校管理課長の春日井征輝です。よろしく願ひいたします。

○副町長（江良 貢君） 次に、社会教育課長兼公民館長を紹介いたします。

○社会教育課長（湊 正子君） 社会教育課長兼公民館長の湊正子です。よろしく願ひいたします。

○副町長（江良 貢君） 最後に、ほかの用務によります本日の欠席者につきましては、私から氏名のみ紹介をさせていただきます。教育委員会教育長、森弘子、地域振興課長、酒井峰高、建設水道課建築担当の主任技師、石川隆一、天売支所長、木村和美、焼尻支所長、高橋伸。

以上でございます。

#### ◎開会の宣告

○臨時議長（船本秀雄君） それでは、ただいまから平成27年第2回羽幌町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時09分）

#### ◎開議の宣告

○臨時議長（船本秀雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎仮議席の指定

○臨時議長（船本秀雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

会議規則第4条の規定により、臨時議長が指定することとなっております。年齢の若い順に議席を指定しております。したがって、仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。

#### ◎会議録署名議員の指名

○臨時議長（船本秀雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において

1番 阿 部 和 也 君                      2番 小 寺 光 一 君

を指名いたします。

◎選挙第1号

- 臨時議長（船本秀雄君） 日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。  
選挙は、投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

- 臨時議長（船本秀雄君） ただいまの出席議員は11名です。  
次に、立会人を指名します。  
会議規則第32条の規定により、立会人に3番、村田定人君、4番、寺沢孝毅君を指名いたします。  
それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

- 臨時議長（船本秀雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
○臨時議長（船本秀雄君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

- 臨時議長（船本秀雄君） 異状なしと認めます。  
念のため申し上げます。  
投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。  
点呼を命じます。  
事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（投票）

- 臨時議長（船本秀雄君） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
○臨時議長（船本秀雄君） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
3番、村田定人君、4番、寺沢孝毅君の立ち会いをお願いします。

（開票）

- 臨時議長（船本秀雄君） 選挙の結果を報告します。  
投票総数11票  
これは先ほどの出席議員数に符合しております。  
そのうち 有効投票9票 無効投票2票  
有効投票中  
森 淳君9票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、森淳君が議長に当選されました。

出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(船本秀雄君) ただいま議長に当選されました森淳君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

議長に当選されました森淳君より発言の申し出がありますので、これを許します。

○議長(森 淳君) 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまの議長選挙におきまして議員各位のご支援を賜り、羽幌町議会議長に選任いただき、その職責の重さに身の引き締まる思いであります。浅学非才の私ではありますが、さらなる本町発展のため、主役である町民の皆様のためにまずは民主主義の本旨を重視し、公平、公正な立場で熱心な議論が円滑に進む議会運営を目指します。次に、首長と議会議員それぞれが住民代表として政策形成の舞台に向けて緊張関係を保ちながら切磋琢磨する二元代表制の本来のあり方を求めてまいりたいと思っております。さて、地方創生の時代を迎える中、人口減少、高齢化社会への対応、地域経済の活性化など、多くの課題を抱えております。その取り組みを含む地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定への時間は非常に限られております。また、まちづくりに独自性がなければ自治体競争におくれていく状況であり、選ばれる自治体を推進することが求められております。この現状の中、私は議長として各議員がみずから研さんを深め、さまざまな問題解決に向けて力を発揮することで町民から信頼され、期待される羽幌町議会となることを目指し、誠心誠意努力をしていきたいと思っております。

最後に、町民の皆様、町執行部の皆様、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶といたします。

○臨時議長(船本秀雄君) これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

森議長、議長席にお着きください。

(議長交代)

◎会期の決定

○議長(森 淳君) 日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。



◎選挙第2号

○議長（森 淳君） 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（森 淳君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に5番、金木直文君、7番、逢坂照雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（森 淳君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（森 淳君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

（投票）

○議長（森 淳君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、金木直文君、7番、逢坂照雄君の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（森 淳君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票11票 無効投票ゼロ票

有効投票中

寺沢孝毅君10票

船本秀雄君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、寺沢孝毅君が副議長に当選されました。

出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(森 淳君) ただいま副議長に当選されました寺沢孝毅君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長に当選されました寺沢孝毅君より発言の申し出がありますので、これを許します。

○副議長(寺沢孝毅君) 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様の選挙によりまして副議長に選任いただきまして、責任の重さに非常に身の引き締まる思いであります。これからの4年は、地方創生が叫ばれる中での私たちの任期となります。まずは、私は議長の補佐役としてしっかり責任を果たしてまいりたい、そのように考えております。また、先ほど議長からもお話がありましたとおり、私どもの議会を議論のしやすい議会、そして議論が深められる議会にしていきたいと思います。議長を中心にそうしたものを議員の皆様方とつくり上げていきたいというふうに今ここで思っております。議長の先ほどのご挨拶の中に政策形成という言葉がありましたけれども、それがしっかりと果たせる議会を議長を中心に目指してまいりたい。方向性が決まれば、私たち議員の心一つにして町民のためにしっかりと邁進をしていけるように努力をしてまいりたい、そんなふうに思っております。

議員の皆様、それから町長及び町幹部職員の皆様、今後ともよろしくご指導いただけるようここでお願い申し上げまして、私の副議長就任の挨拶にかえさせていただきます。貴重なお時間、大変ありがとうございました。

#### ◎行政報告

○議長(森 淳君) 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 焼尻めん羊牧場における死亡獣畜の処理についてご報告申し上げます。

この件については、昨年10月の堆肥場の火災の際に燃えた堆肥の処理をどうするか検討していく中で、死亡した綿羊の骨が発覚し、内部においてどのような対応をすべきか検討しておりました。現在のところこれらに起因する影響等は見られませんが、今後については施設周辺の水質調査などを行い、周囲への影響などについて調査を行うこととしており、今後の対応については、死亡した綿羊の処理方法について施設内での処理がよいのか、施設外のほうがいいのかなど、さまざま検討をしたところであります。施設

外での処理については、費用の問題、輸送の問題などクリアしなければならない問題があり、施設内での処理について調査し、化成場などに関する法律に規定されております死亡獣畜取り扱い場の設置が可能と判断し、この設置に向けてさらに調査を重ねてまいりました。その結果、死亡獣畜取り扱い場の設置について留萌振興局保健行政室に設置許可申請を済ませたところであり、今月中には許可を得て早急に設置してまいりたいと考え、法にのっとり進めなければならないと考えておるところでございます。調査途中ではありますが、年間15頭から20頭が死亡、一部については敷地に埋設され、堆肥場に埋設した羊はここ数年と聞いております。いずれにしましても、死亡獣畜については不適切な状態を是正したいという考えのもと、このような対応をしましたが、今後とも適正に関係行政各所にご指導をお願いし、対応したいと考えているところでございます。

最後に、この件につきましては、町民はもとより、議員の皆様方にも多大なご心配をおかけしましたことに対しまして深くおわびを申し上げますとともに、今後は体制を強化するなど再発防止に努め、法令遵守により事業を進めるよう注意を払うことをお約束いたします。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長（森 淳君） 質疑は、議会の運営に関する基準に基づき、省略します。

これで行政報告を終わります。

#### ◎決定第1号

○議長（森 淳君） 日程第7、決定第1号 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時44分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員諸君の議席番号を事務局長より朗読させます。

事務局長、井上顕君。

○議会事務局長（井上 顕君） それでは、朗読いたします。

1番、村田議員、2番、金木議員、3番、阿部議員、4番、船本議員、5番、小寺議員、6番、熊谷議員、7番、平山議員、8番、磯野議員、9番、逢坂議員、10番、寺沢議員、11番、森議員。

以上です。

○議長（森 淳君） 議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着きください。

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選任第1号

○議長（森 淳君） 日程第8、選任第1号 羽幌町議会常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、総務産業常任委員に6番、熊谷俊幸君、4番、船本秀雄君、2番、金木直文君、7番、平山美知子君、1番、村田定人君、11番、森淳君、以上6人を、文教厚生常任委員に8番、磯野直君、10番、寺沢孝毅君、5番、小寺光一君、3番、阿部和也君、9番、逢坂照雄君、以上5名をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定しました。

ただいま常任委員の選任において私が総務産業常任委員に選任されましたが、常任委員を辞退いたしたいと思しますので、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、副議長と交代します。

（議長 森 淳君 退場）

（議長交代）

○副議長（寺沢孝毅君） お諮りします。

ただいま総務産業常任委員に選任されました議長から常任委員を辞退したい旨の申し出がありました。議長は、その責務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞退を認めているところでもあり、今般の総務産業常任委員を辞退したいとするものであります。辞退の申し出について許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（寺沢孝毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞退については許可することに決定しました。議長と交代いたします。

（議長 森 淳君 入場）

（議長交代）

○議長（森 淳君） それでは、休憩をとりたいと思いますが、その間に各常任委員会

では委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選をお願いします。なお、決定次第会議を再開しますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので、報告します。

総務産業常任委員会委員長に2番、金木直文君、副委員長に7番、平山美知子君、文教厚生常任委員会委員長に8番、磯野直君、副委員長に5番、小寺光一君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

#### ◎選任第2号

○議長（森 淳君） 日程第9、選任第2号 羽幌町議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、6番、熊谷俊幸君、8番、磯野直君、10番、寺沢孝毅君、4番、船本秀雄君、2番、金木直文君、7番、平山美知子君、以上6人をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。この間に議会運営委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いします。なお、決定次第会議を再開します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会の委員長、副委員長の互選の結果報告が手元に参りましたので、報告します。

委員長に6番、熊谷俊幸君、副委員長に4番、船本秀雄君であります。

#### ◎選挙第3号

○議長（森 淳君） 日程第10、選挙第3号 羽幌町外2町村衛生施設組合議会の議

員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は指名推選にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員に4番、船本秀雄君、7番、平山美知子君、1番、村田定人君、3番、阿部和也君を指名します。

ただいま羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員に指名しました4名を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4番、船本秀雄君、7番、平山美知子君、1番、村田定人君、3番、阿部和也君が当選されました。

ただいま羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員に当選されました4番、船本秀雄君、7番、平山美知子君、1番、村田定人君、3番、阿部和也君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

#### ◎選挙第4号

○議長(森 淳君) 日程第11、選挙第4号 北留萌消防組合議会の議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は指名推選にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

北留萌消防組合議会議員に8番、磯野直君、9番、逢坂照雄君を指名します。

ただいま北留萌消防組合議会議員に指名しました8番、磯野直君、9番、逢坂照雄君を

当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました8番、磯野直君、9番、逢坂照雄君が当選されました。

ただいま北留萌消防組合議会議員に当選されました8番、磯野直君、9番、逢坂照雄君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎同意第2号

○議長(森 淳君) 日程第12、同意第2号 羽幌町監査委員の選任についてを議題とします。

船本議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(4番 船本秀雄君 退場)

○議長(森 淳君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 提案理由の説明に入る前に、皆様方に議案のほうへお書き入れ願いたいと思います。

住所、苫前郡羽幌町南2条1丁目17番地の2、氏名、船本秀雄、生年月日、昭和19年10月20日生まれ、70歳。

それでは、同意第2号 羽幌町監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議会選出監査委員であります熊谷俊幸氏が平成27年4月30日付をもって任期満了となりましたことから、新たに船本秀雄氏を議会選出監査委員としてご同意賜りたく、ご提案いたすものであります。

既にご承知のこととは存じますが、氏の人格、識見はもちろんのこと、長年培われてきた議員経験のもと、監査委員としてご尽力いただきたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長(森 淳君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第2号について採決します。

本案は、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については同意することに決定しました。

（4番 船本秀雄君 入場）

◎報告第3号

○議長（森 淳君） 日程第13、報告第3号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） ただいま上程されました専決処分の報告についてご説明いたします。

報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

平成27年5月14日、羽幌町長。

提案理由は、議会において指定されている和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

次のページをごらん願います。専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。処分事項については、和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

1、和解の相手方は、記載のとおりであります。

2、和解の内容は、（1）、羽幌町の過失割合を80%とする。（2）、羽幌町は、破損させた相手方の車両を原形に復す費用を負担する。（3）、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議の申し立て等はない。

3、損害賠償額は9万3,537円であります。なお、損害賠償金につきましては、全額町が加入しております総合賠償補償保険が適用されるものであります。

4、事故の概要であります。平成27年2月24日火曜日午後6時25分ごろ、羽幌町南3条2丁目3番地、ハートタウンはぼろ駐車場におきまして、和解相手方が買い物のため駐車場へ進入したところ、排水用に削られてできた溝にタイヤが落ち、そのまま融雪によって発生していた前方のくぼみに進入、段差に衝突したことにより、当該車両のバンパー等を破損させたものであります。当該駐車場につきましては、例年のない暖気によりくぼみが多く発生していたことから、除排雪業者及び担当職員による整地等を実施していたところではありますが、このような状況になり、大変申しわけありませんでした。今後は、このような事故を未然に防ぐよう、より一層注意しながら施設管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、本件につきましては、平成27年3月31日付で専決処分を行っております。



以上であります。

○議長（森 淳君） これから報告第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

#### ◎承認第2号～承認第4号

○議長（森 淳君） 日程第14、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」、日程第15、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、日程第16、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めますのでございます。

平成27年5月14日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めますのでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町税条例等の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

専決処分は、平成27年3月31日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例等の一部を改正する条例。

（羽幌町税条例の一部改正）

第1条 羽幌町税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の改正内容でございますが、内容の説明につきましてはわかりやすいように別途お配りしております羽幌町税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきましてご説明いたします。ここで訂正を1カ所お願いいたします。説明資料のタイトルでございますが、羽幌町税条例の後に「等」を加えまして羽幌町税条例等の一部を改正する条例（要

旨) ということで、「等」を加えてほしいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、内容の説明をいたしますが、適用条項の改正や字句の訂正、条項の整備等については説明を省略をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。改正の要点は、町民税でふるさと納税の控除手続の簡素化、軽自動車税のグリーン化特例の導入、町たばこ税の特例税率廃止、固定資産税や都市計画税でわがまち特例の追加、国民健康保険税で軽減判定の見直しなどでございます。

では、順番に説明をいたします。町民税で1、住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長でございます。住宅建設の借入れをした場合町民税が控除されますが、条件として定められている居住期間を平成29年12月31日から平成31年6月30日まで延長する改正でございます。これは、消費税率の10%への引き上げ時期が平成27年10月から平成29年4月に変更され、所得税における住宅ローン減税制度の適用期限が1年半延長されることに合わせ、個人町民税も適用期限を1年半延長するものでございます。なお、この減収分につきましては、全額国費で補填されることになります。

次に、2、ふるさと納税ワンストップ特例制度の新設であります。ふるさと納税の寄附金控除を受けるためには確定申告をする必要がありましたが、確定申告を行わない給与所得者等がふるさと納税をした場合、確定申告せずに寄附金税額控除の適用を受ける特例制度を新設するものでございます。この具体的手続について説明いたします。ふるさと納税を受けた自治体は、寄附者の個人住民税課税市町村に通知し、寄附金控除されることとなります。なお、この制度の適用は、平成27年4月1日以降のふるさと納税に適用されますが、寄附者が5団体を超える寄附を行った場合はこの特例は適用されません。また、寄附金の特例控除額の上限を個人町民税所得割額の1割から2割に引き上げる改正もあわせて行われております。

次に、3、マイナンバー制度導入に伴う改正でございますが、正式名称である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（関連4法律）の根拠法令を条文に盛り込む改正でございます。

次に、4、法人町民税均等割の税率区分の適用区分の改正でございますが、法人町民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資の金額を加減算する改正でございます。

軽自動車税の改正で1点目は、グリーン化特例の導入でございます。3輪以上の軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する場合、平成28年度に限り税率を軽減する改正でございます。75%軽減となる対象は電気自動車などで、50%及び25%軽減となる対象は燃費がよく窒素酸化物の排出量が少ないもので、それぞれの基準により軽減をされます。

次に、2輪車関連及び小型特殊自動車の税率引き上げ時期の延期でございます。税率の引き上げ時期を平成27年度から1年延期し、平成28年度から適用する改正でございます。

町たばこ税の改正ですが、紙巻きたばこ3級品の特例税率の廃止でございます。たばこ税については、昭和60年度にたばこ専売制が廃止されましたが、3級品として低価格で販売されていた紙巻きたばこについては当分の間の措置として低い税率が適用されてきました。しかし、たばこの販売数量が減少する中、低価格で販売されている3級品の販売数量が増加し、環境が変化していることを考慮し、平成28年4月1日から紙巻きたばこ3級品の特例税率を廃止し、激変緩和措置として3年間の経過措置が設けられました。その内容は、記載のとおりでございます。

次に、固定資産税で1点目は、わがまち特例の導入と適用期限延長でございます。わがまち特例は、平成25年度に導入された制度で、法律の定める範囲内で地方自治体が税の特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みのことでございます。(1)、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等の課税標準の特例で①、都市再生緊急整備地域については5分の3、②、指定都市再生緊急整備地域については2分の1とし、適用期限を2年延長する改正でございます。(2)、管理協定が締結された津波避難施設の課税標準の特例については2分の1とし、適用期限を3年延長する改正でございます。(3)、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅の税額の減額措置の特例については3分の2とし、適用期限を2年延長する改正でございます。なお、羽幌町については、該当となる施設は現在ありません。

2点目は、土地の負担調整措置の延長でございます。土地については、地価の上昇や下落への対応として、評価の均衡化、適正を図るために負担調整措置を講じておりますが、現行の負担調整措置、平成24年度から26年度の適用期限を平成27年度から平成29年度に延長する改正でございます。

施行期日はそれぞれ定められておりますが、この規定は平成27年度以降の年度分の町民税等に適用し、平成26年度分までについては従前の例によるもの附則を設けております。

以上で承認第2号の説明を終わります。

次に、承認第3号をお開き願います。承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成27年5月14日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。地方税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

専決処分は、平成27年3月31日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年条例第10号）の一部を次のように改正する。条文を読み上げます。

第23条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

改正内容の説明をいたしますが、お配りしております3ページ、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございます。国民健康保険税については、低所得者に対する保険税の軽減対策として所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、消費者物価の伸びなどを考慮して見直すこととされており、軽減判定所得を拡充するものでございます。7割軽減は変更ありませんが、5割軽減と2割軽減の被保険者数に乗じる金額の改正で、5割軽減は24万5,000円を26万円とし、2割軽減は45万円を47万円とする改正であります。

施行期日は平成27年4月1日としており、この規定は平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度までの分については従前によるもの附則を設けております。

なお、課税限度額の引き上げについても改正が行われておりますが、この点に関しましては平成28年度から対応する予定でございますので、ご了承願いたいと思います。

以上で承認第3号の説明を終わります。

次に、承認第4号をお開き願います。承認第4号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成27年5月14日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

専決処分は、平成27年3月31日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

羽幌町都市計画税条例（平成24年条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の改正内容でございますが、内容の説明につきましては別途お配りしております羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をいたします。また、適用条項の改正や字句の訂正、条項の整備等については説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

改正内容は、先ほど固定資産税で説明いたしましたわがまち特例の導入と適用期限延長でございますが、都市計画税については（1）、都市再生特別措置法に基づく改正が該当となります。説明は省略をさせていただきます。

2点目の土地の負担調整措置の延長も先ほど固定資産税で説明いたしました内容と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

施行期日は平成27年4月1日としており、この規定は平成27年度以降の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度までの分については従前によるとの附則を設けております。

以上で承認第4号の説明を終わります。

以上、承認第2号から承認第4号についてご説明を申し上げました。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎承認第5号

○議長（森 淳君） 日程第17、承認第5号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第15号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 承認第5号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成27年5月14日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第15号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の交付決定等に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

専決処分は、平成27年3月30日付でございます。

2ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。3月議会の補正で国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業の補正承認をいただきましたが、歳入については交付金の決定前であり、繰入金で予算を組んでおりました。交付決定を受けたことから、財源更正をするものでございます。このことから、補正額に増減はありません。

それでは、全体の補正額についてご説明いたします。14款国庫支出金で5,804万3,000円の増額は、交付金決定による補正でございます。

15款道支出金で82万7,000円の減額は、道から国への財源更正でございます。

18款は繰入金で6,251万6,000円の減額は、交付金決定による補正でございます。

21款町債で530万円の増額は、次のページに記載している第2表、地方債補正で医師確保対策事業債3,800万円を100万円増額し、3,900万円とし、特殊消防ポンプ自動車整備事業債3,160万円を430万円増額し、3,590万円とするもので、過疎対策事業債の入札執行額の減少があったことから、それぞれの限度額を増額補正するものでございます。

6ページをお開き願います。ただいま説明いたしました内訳で、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金のそれぞれの事業に応じて歳入を振り分けております。2節保健衛生費国庫補助金84万8,000円の補正は、新生児「夢のフトン」等プレゼント事業の財源更正であります。4節都市計画費国庫補助金33万1,000円の補正は、バラ園地域活性化事業の財源更正です。6節保健体育費国庫補助金1,010万円の補正は、スポーツイベント活性化事業でマラソン関連事業でございます。7節社会教育費国庫補助金542万3,000円の補正は、郷土芸能団体保存育成事業の財源更正であります。

7ページで5目総務費国庫補助金で209万8,000円の補正は、まち・ひと・しごと創生事業の計画策定の財源更正であります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金82万7,000円の補正は、歳入を北海道から国に変更したものでございます。1節林業費国庫補助金66万2,000円の補正は、天売島猫飼育ボランティア確保事業の財源更正です。2節水産業費国庫補助金458万3,000円の補正は、特産物魅力発信事業としてリキッドフリーザー購入等の財源更正であります。1節商工費国庫補助金1,394万5,000円の補正は、プレミアム商品券発行事業の交付金ですが、発行額8,000万円のうち15%の1,200万円は国補助金で、事務費として194万5,000円となっております。なお、北海道から5%分、400万円が平成27年度の交付決定予定となっております。2節観光費国庫補助金1,922万6,000円の補正は、地域消費喚起事業として離島共通通貨事業や特産物魅力発信事業として甘エビまつりやまちなか賑わい創出事業としての街コン事業などでございます。

8ページをお開き願います。15款道支出金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金82万7,000円の減額補正は、先ほど説明をいたしました国庫補助金への財源更正でございます。

18款繰入金、財政調整基金繰入金の補正は、交付金決定に伴う減額でございます。

9ページで21款町債については、先ほど説明したとおりでございます。

以上、今回補正をいたします予算についての説明内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第15号）は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎承認第6号

○議長（森 淳君） 日程第18、承認第6号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第16号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 承認第6号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成27年5月14日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第16号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。林業用施設災害復旧費国庫負担金の交付決定等に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分は、平成27年3月31日付でございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ280万円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,683万5,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳入の補正でございます。14款国庫支出金において林業用施設災害復旧費国庫負担金354万円の増額補正は、災害指定が激甚災害指定となったことから補助率が50%から92.6%に上がったことによるものでございます。

18款繰入金において財政調整基金264万円の減額補正は、全体予算での財源調整によるものでございます。

8ページをお開き願います。21款町債において災害復旧整備事業債370万円の減額は、国庫支出金の増額決定によるものでございます。



歳出において8款土木費、下水道事業特別会計繰入金280万円の減額は、下水道事業の一般廃棄物処理事業債が増額となったことから、減額するものでございます。

11款災害復旧費において財源更正は、今まで説明した国庫支出金の増加や災害復旧事業費の減額等を反映したものでございます。

以上、今回補正いたします予算についての説明内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第16号）は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎承認第7号

○議長（森 淳君） 日程第19、承認第7号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算」（第4号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 承認第7号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成27年5月14日提出、羽幌町長。

専決理由は、平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。汚水処理施設共同整備事業執行に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものでございます。

専決処分は、平成27年3月31日付でございます。

5ページをお開き願います。4款繰入金において一般会計繰入金280万円の減額補正は、次の7款町債において一般廃棄物処理事業債を増額したことから減額するものでございます。この事業債の増額は、他の事業の執行残により増額可能となったことによるものでございます。

以上、今回補正をいたします予算についての説明内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算」（第4号）は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま議長から発議第4号、発議第5号、発議第6号、発議第7号、発議第8号、発議第9号、発議第10号及び発議第11号が提出されました。発議第4号、発議第5号、発議第6号、発議第7号、発議第8号、発議第9号、発議第10号及び発議第11号は、緊急を要する事件と認め、地方自治法第102条第6項の規定に従い、これを本臨時会の日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7及び追加日程第8として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、発議第5号、発議第6号、発議第7号、発議第8号、発議第9号、発議第10号及び発議第11号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7及び追加日程第8として議題とすることに決定しました。

昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎発議第4号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、発議第4号 議会広報特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会の審査、活動状況を住民に周知のため議会広報を発行する目的で、羽幌町議会委員会条例第4条の規定によって5人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては5人で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、2番、金木直文君、5番、小寺光一君、1番、村田定人君、3番、阿部和也君、9番、逢坂照雄君、以上5名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5人の諸君を議会広報特別委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。この間に議会広報特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いします。なお、決定次第会議を再開します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果報告が手元に参りましたので、報告します。

委員長に5番、小寺光一君、副委員長に1番、村田定人君であります。

#### ◎発議第5号

○議長（森 淳君） 追加日程第2、発議第5号 行政改革調査特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。本町は重要課題が山積しており、今後の財政事情が懸念されることから、前期に引き続き議会の立場としても行財政全般にわたり調査研究をするため、5人の委員をもって構成する行政改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては5人の議員をもって構成する行政改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました行政改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、6番、熊谷俊幸君、10番、寺沢孝毅君、4番、船本秀雄君、5番、小寺光一君、3番、阿部和也君、以上5名を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5名の諸君を行政改革調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。この間に特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いします。なお、決定次第会議を再開します。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時05分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま行政改革調査特別委員会の委員長、副委員長互選の結果報告が手元に参りましたので、報告します。

委員長に10番、寺沢孝毅君、副委員長に3番、阿部和也君であります。

#### ◎発議第6号

○議長(森 淳君) 追加日程第3、発議第6号 医療問題調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、新医師臨床研修制度により医師の地域偏在化が進み、地域医療が崩壊する危機的状況にあります。議会の立場としても医師不足の解消や特に離島住民の緊急医療問題など地域医療に係る総合的な調査研究及び要望活動を推進する必要があり、全員の議員をもって構成する医療問題調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する医療問題調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にすることに決定しまし

た。

お諮りします。ただいま設置されました医療問題調査研究特別委員会の正副委員の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時08分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の医療問題調査研究特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に7番、平山美知子君、副委員長に8番、磯野直君であります。

#### ◎発議第7号

○議長(森 淳君) 追加日程第4、発議第7号 羽幌町防災計画調査特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。東日本大震災以降防災対策に係るさまざまな課題が山積している中、本町においても現在の防災計画の見直しなど総合的な対策を講じなければなりません。議会としても防災対策に関する調査研究をするため、全員の議員をもって構成する羽幌町防災計画調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する羽幌町防災計画調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました羽幌町防災計画調査特別委員会の正副委員長の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の羽幌町防災計画調査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に9番、逢坂照雄君、副委員長に2番、金木直文君であります。

◎発議第8号

○議長（森 淳君） 追加日程第5、発議第8号 羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。中心市街地活性化の核であるハートタウンはぼろが町有化され、現在直営による運営形態となっておりますが、今後における中心市街地の活性化を鑑みたとき、地域経済に与える影響も大きく、議会においても中心市街地活性化等の調査研究を行う必要があります。これらのことから、全員の議員をもって構成する羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会の正副委員長の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時12分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に4番、船本秀雄君、副委員長に3番、阿部和也君であります。

◎発議第9号

○議長（森 淳君） 追加日程第6、発議第9号 羽幌創生特別委員会の設置並びに委

員の選任についてを議題とします。

お諮りします。全国の各自治体においては、人口減少を克服し、地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、さまざまな取り組みが図られようとしております。本町でも将来を見据えた施策を講じる必要があります。議会においても羽幌町の地方創生に関する調査研究を行う必要があります。これらのことから、全員の議員をもって構成する羽幌創生特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する羽幌創生特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました羽幌創生特別委員会の正副委員長の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時14分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の羽幌創生特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に8番、磯野直君、副委員長に2番、金木直文君であります。

#### ◎発議第10号

○議長（森 淳君） 追加日程第7、発議第10号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より6月までの間、本議会には必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思っております。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号は原案のとおり決定されました。

◎発議第11号

○議長（森 淳君） 追加日程第8、発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号は原案のとおり決定されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成27年第2回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 1時16分）